

現場を管理する者としての実務経験の内容及びその確認方法等に関する規程（案）

令和〇年〇月〇日

ビルクリーニング分野特定技能協議会

（実務経験の内容）

第1条 特定技能所属機関は、自機関で受け入れている外国人の、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日、法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、以下「運用要領」という。）の第1の（2）のアに定める「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験（以下「実務経験」という。）」の証明について、以下の内容を満たした上で、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者の場合は、受験申請の際に、当該実務経験について、運用要領第1の1の（1）及び（2）に規定する試験実施機関（以下単に「試験実施機関」という。）の確認を受けること、また、技能検定1級（ビルクリーニング）の合格者の場合は、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の前に、当該実務経験について試験実施機関の確認を受けること。

2 実務経験については、別表に掲げる業務のうち、次のいずれにも該当する業務に従事している経験が2年以上であること。

- ① 別表の「1」を日常的に実施していること。
- ② 別表の「2」の（2）、「3」の（2）及び（3）の業務を定期的に実施していること。
- ③ 別表の「2」の（1）、（3）、（4）、（5）、「3」の（1）、「4」の（1）の中から3つ以上の業務を定期的に実施していること

3 実務経験の対象期間においては、労働時間が週30時間以上であること

（実務経験の証明に必要な書面）

第2条 特定技能所属機関が第1条の確認を受ける際は、次に掲げる必要書面を試験実施機関に対して提出すること。

- 一 必要事項が記載された実務経験証明書の原本（別紙様式1号）
- 二 ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し（分野参考様式第2－1号）
- 三 対象業務の種別に係る次の書面の写し
 - イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号、以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃

の場合は同法第5条に基づき届出た書面

- ロ 建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃の場合は、登録を受けたことを証明する書面（注）。

（注）第五号の書面に当該登録を受けていることが記載されている場合は省略可能

四 実務経験の内容に関する次に掲げる書面の写し（ただし、様式第2号は原本に限る）

- イ 実務経験を行った対象となる建築物に関する情報がわかる書面及び所有者等の連絡先（別紙様式2号又は同等以上の内容を疎明できる書面）

- ロ 対象建築物で清掃を行ったことを証明する書面（業務委託契約書など）

- ハ 清掃作業従事者を指導し、三のイ又はロに掲げる建築物における清掃現場を管理した実績が確認できる書面（実施計画書、業務日報、実施報告書など）

五 ビルクリーニング分野特定技能協議会加入証の写し

六 外国人の処遇に関する次に掲げる書面の写し

- イ 複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者（以下「指導管理者」という。）になる前の報酬が確認できる書面

- ロ 清掃作業従事者から指導管理者に昇格させた後の報酬が確認できる書面

- ハ 清掃作業従事者から指導管理者に昇格させた根拠が確認できる書面

七 特定技能2号に移行しようとする外国人に関する書面その他必要な書面の写し

（外国人自身による申請）

第3条 特定技能2号の在留資格を得ようとする外国人が、自らの意思に基づき、試験実施機関に対して第1条に準ずる確認を求める場合において、特定技能所属機関は、当該外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を様式1号により当該外国人に交付すること。

2 前項の場合において、特定技能所属機関は、試験実施機関の求めに応じ、第2条各号に掲げる書面を試験実施機関に提出すること。

（実務経験の証明に必要な書面を提出できない場合の取扱い）

第4条 第2条各号及び前条第2項に掲げる書面を提出できないことについてやむを得ない理由がある場合は、試験実施機関にその理由を証明するとともに、同機関が求める書面を提出すること。

（実地による確認）

第5条 試験実施機関は協議会が別途定める方法により、協議会構成員である特定技能所属機関が疎明する実務経験の内容の確認のための調査を行うことができる。

（技能検定1級合格者に対する実務経験の証明）

第6条 試験実施機関は、技能検定1級（ビルクリーニング）の合格者が有する実務経験が第1条に適合していると認める場合、特定技能所属機関に対し、特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書（別紙様式3号）を交付する。

2 前項の場合、特定技能所属機関は試験実施機関が定める手数料を試験実施機関が定める方法で納付しなければならない。

ビルクリーニング分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する 2 号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

本件について厚生労働省または試験実施機関から照会があった場合には、適切に対応します。

なお、証明内容に虚偽があった場合は、ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員から除名されること、及び、証明者の名称、所在地、事案の概要を公表されることに異論ありません。

記

1 特定技能外国人（申請人）

氏 名 (ローマ字表記)	
生 年 月 日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 対象業務の種別

以下のいずれかまたは両方にチェックを入れてください。

- ☐ 建築物衛生法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃等の場合
※建築物衛生法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の場合は同法第 5 条に基づき届出た書面の写しを別添に添えること
- ☐ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業若しくは同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃等の場合
※登録を受けたことを証明する書面を別添に添えること

(2) 業務内容

建築物衛生法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業若しくは同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務として、ビルクリーニング分野特定技能協議会が定める業務のうち実施していた業務（該当する業務にチェックを入れること）

※ 1、2 の（2）、3 の（2）、（3）はすべて、それ以外は 3 つ以上にチェックが必要。

- ☐ 1 清掃業務

☐（1）建築物内部の清掃
- ☐ 2 業務管理

☐（1）作業計画

☐（2）作業管理

☐（3）資機材管理

☐（4）品質管理

☐（5）契約先管理

☐ 3 人材管理

☐（1）従事者教育

☐（2）労務管理

- ☐ (3) 安全衛生管理
- ☐ 4 財務管理
- ☐ (1) コスト管理

(3) 上記の業務に従事していた就業期間

受入機関名	期間（西暦）	通算
	年 月 日～ 年 月 日	年 月
	年 月 日～ 年 月 日	年 月
	年 月 日～ 年 月 日	年 月

※必要に応じ行を追加すること。

※上記の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに記載すること。

作成日 年 月 日

証明者

企 業 名

住 所

連 絡 先

作成責任者（署名）

(別紙様式 2 号)

実務経験を行った対象となる建築物に関する証明書

ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する 2 号特定技能外国人に求められる実務経験を行った対象となる建築物に関する情報は下記の通りです。本件について厚生労働省または試験実施機関から照会があった場合には、適切に対応します。

なお、証明内容に虚偽があった場合は、ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員から除名されること、及び、証明者の名称、所在地、事案の概要を公表されることに異論ありません。

実務に従事した建築物（1 棟）の名称			所在地	
建築物 1 棟(建築基準法に準ずる)として延べ面積		m2	竣工(新築)年月日	年 月 日
所有者、占有者			連絡先（電話）	
			連絡先（メール）	
ビルクリーニング業務の発注者 (所有者、占有者と異なる場合に記載)			受注開始年月日	年 月 日
			連絡先（電話）	
所在地			連絡先（メール）	
対象建築物における清掃等を行った対象の用途（該当する用途に✓をつけてください。				
☐ 興行場 ☐ 図書館 ☐ 遊技場 ☐ 旅館・ホテル ☐ その他の学校（研修所含む） ☐ 社会福祉施設 ☐ 百貨店 ☐ 博物館 ☐ 店舗 ☐ 学校教育法第 1 条に基づく学校又は認定こども園 ☐ その他（ ☐ 集会場 ☐ 美術館 ☐ 事務所 ☐ 病院 ☐ ）				

※ 実務に従事した建築物が複数存在する場合は、欄を追加して記入すること

作成日

年 月 日

事業者

氏名又は名称

住所

連絡先

作成責任者（署名）

特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

貴殿が、令和○年○月○日に当協会に申請した、次の者に対する実務経験は「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和5年6月9日付け閣議決定）」の3の（2）のイに掲げる実務経験に適合していることを証明します。

特定技能外国人

氏 名 _____

国籍・地域 _____

生年月日 _____

ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験実施機関

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 ●● ●● 公印